

申請時に必要な書類等をお渡しします。

★報告書は、完了から 30 日以内もしくは 4 月 10 日のいずれか早い方に提出してください。

★必要がある場合は、補助金を事前に概算払いで交付することができます。

【対象】

単位自治会

【条件】

区 分	補助対象経費	補 助 金 額
集会所整備事業	集会所の新築、増改築等に要する経費（事務費は除く）	建築面積に 1 m ² 当たりの実施建築単価（8 万円を限度とする）を乗じて得た額の <u>1/2</u> の額とする。ただし、 <u>200 万円を限度とし、補助対象経費が 100 万円に満たない場合は、補助しない。</u> また、補助金額に <u>1,000 円未満の端数</u> が出る場合は切り捨てる。
集会所改修事業	集会所の改修に要する経費（事務費は除く）	補助対象経費の <u>1/4</u> の額。ただし、 <u>50 万円を限度とし、補助対象経費が 50 万円に満たない場合は補助しない。</u> また、補助金額に <u>1,000 円未満の端数</u> が出る場合は切り捨てる。

(3) 広報事務委託契約

担当：企画課（役場 3 階）823-9212

毎月 1 日に発行している「広報かいた」の配布等について、自治会経由で全戸に配布していただく契約を、町と各単位自治会で交わしていただきます。

(4) 資源物回収奨励金

担当：環境センター 823-4601

日常生活から排出される廃棄物の中から、再資源化できる有価物を自治会の協力により分別収集し、売り払い金の半分を各自治会に奨励金として配布しています。

【注意事項】

※広報事務委託料の振り込み先と原則同じ口座ですが、別々の口座にすることも可能です。

(5) 空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン

担当：生活安全課（役場 2 階）823-9219

環境美化意識の高揚と地域環境美化実践活動の定着化を図るため、町と地域住民が一体となって清掃活動を実施します。

【町からの依頼事項】

★各自治会から自治会員さんに河川清掃及び地域清掃への参加協力をお願いします。

★キャンペーン終了後、各自治会での地域清掃の参加人数を町へ報告してください。

(6) **防災訓練**

担当：生活安全課（役場 2 階） 823-9208

各小学校区を単位として順番に年 1 回程度の防災訓練と、海田町全域を対象とした総合防災訓練を数年に 1 回実施しています。

【町からの依頼事項】

★各自治会から自治会員さんへの参加の呼びかけをお願いします。

(7) **マイクロバスの貸し出し**

担当：総務課（役場 2 階） 823-9202

町のマイクロバスを自治会行事に対して貸し出します。

【注意事項】

- ・海田総合公園を利用する事業または、町外（県内に限る）の自治会等への交流事業（日帰りに限る）を行うときに利用できます。
- ・利用回数は各自治会（子ども会及び単位老人クラブを含む）年 1 回です。申込は、各自治会長名で行ってください。
- ・運転手の委託に係る経費は、シルバー人材センターへ直接お支払いください。
- ・申込は 1 ヶ月前から受け付けます。総務課で申請手続きを行ってください。



(8) **出前健康教室**

担当：保健センター 823-4418

各自治会に出張して健康教室を開きます。（過去の実績：認知症予防・転倒予防・高齢者の栄養・お口の健康など）

【注意事項】

★開催希望日の 1 ヶ月前までに相談してください。書類の提出が必要になります。

(9) **認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク**

担当：長寿保険課（役場 1 階） 823-9609

登録者行方不明発生時の協力機関としての協定を締結していただきます。

(10) **常設型サロン助成**

担当：長寿保険課（役場 1 階） 823-9609

高齢者の孤立化の防止や認知症の早期発見、地域での見守り・支援を進めるため、自治会が運営する常設型サロンの経費の一部を補助します。

★申請書は、自治会長さんにお渡しします。

◆防犯組合連合会

問い合わせ：生活安全課（役場 2 階） 823-9219

海田町防犯組合連合会は、自治会長が代議員となっています。

【主な事業】

- ・ 総会（自治会連合会総会と同時開催）
- ・ 会費の徴収（広報契約数×20 円）
- ・ 防犯活動として、夏期及び年末の 2 回、各自治会において夜間巡視を実施。
（★活動終了後、「活動状況等の報告書」を提出してください。）
- ・ 全国地域安全運動（10 月）にあわせた啓発活動に参加。
- ・ 自治会連合会と合同で年 1 回講演会を開催。（★参加の呼びかけ等をお願いします。）

◆交通安全協会

問い合わせ：生活安全課（役場 2 階） 823-9219

自治会長を代表して小学校区ごとに 3 名ずつの自治会長が代議員となっています。

【主な事業】

- ・ 交通安全の啓発活動の実施。
- ・ 海田町と交通安全決起大会※の開催。（★自治会ごと 5 名程度の参加の呼びかけをお願いします）

※吹奏楽演奏とともに交通安全を呼びかけてパレードを行います

◆福祉委員の推薦

問い合わせ：海田町社会福祉協議会（福祉センター内）820-0294

福祉委員を推薦していただきます。

任期は 2 年間ですので、基本的には 2 年に一度推薦していただきますが、1 年で交代される場合は、任期途中でも新委員を推薦していただきます。